



Title	日露戦争中の出征軍人家族援護に関する一考察：下士兵卒家族救助令との関わりにおいて
Author(s)	北泊，謙太郎
Citation	待兼山論叢．史学篇．1999，33，p. 51-72
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48100
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日露戦争中の出征軍人家族援護に関する一考察

——下士兵卒家族救助令との関わりにおいて——

北 泊 謙 太 郎

はじめに

本稿は、日露戦争中における出征軍人家族援護を、一九〇四年四月に公布された軍事扶助法制である下士兵卒家族救助令との関わりで捉え直すことにより、当該期における軍人家族援護の特質を説明せんと試みるものである。

さて、日露戦争中の出征軍人家族援護については、近代天皇制国家論、日露戦争中の「国民」統合論とその批判、民衆史研究など様々な視角から具体的な実態分析が行われてきた。^①特に山村睦夫氏は、皇族・華族・大資本の最上層部などの社会的権威を結集した援護組織である帝国軍人援護会を検討する過程で、同会の事業を方向づけた内務省の軍事援護方針Ⅱ「隣保相扶」方針やその浸透による公的救護費支出の抑制についても言及されている。^②しかしながら山村氏の研究も含め右記の研究では、まず第一に、下士兵卒家族救助令の内容に十分に踏み込んで検討がなされていない。それゆえ、国費支出を抑制した救護体制がなぜ可能となったのかを、地方行政や地域社会・軍人家族の位置づけを含めシステムとして十分に説明されていない。第二に、援護活動の実態分析にも疑問が残る。すな

わち山村氏は、内務省の「隣保相扶」方針が、地方行政機関を中心に設立された地域援護組織の活動に一元的・一面的に浸透していくという前提で分析されている。しかしながら、後述のごとくこれらの地域援護組織は地域住民の寄付金により運営されているのであり、援護事業の内容においても地域社会内部の問題との関係において捉え直すことが必要となろう。次に、下士兵卒家族救助令については、社会事業史・社会福祉史の分野で、法制史的分析のみならずその背景にある当局者の意図をも踏まえた分析がなされている。^③しかしこれらの研究では、府県の施行細則や公的救護支出の実態も踏まえて全体として検討されていない。従って、かかる制度が地域社会の中でいかなる位置にあつたかが明らかになっていないのである。

以上の研究動向から、本稿の課題として以下の内容を設定したい。すなわち、まず下士兵卒家族救助令とその制定意図を分析し、次にこれを地域社会における援護事業の実態と摺り合わせることににより、軍人家族援護体制の中における行政と地域援護団体・地域住民の役割とその連関とを明らかにする。これにより「隣保相扶」の構造も具体的に理解できるものと思われる。その際本稿では、援護事業の実態分析を、大阪市を事例に進めていくことにする。大阪市内には本籍地で徴集された後に流入してきた寄留在郷軍人の家族が多数居住しており、かかる流動部分も含めた救護体制の構築という軍事援護事業の重要な問題点を照射できると考えるからである。

一 徴兵援護事業とその限界点

本章では、日露戦争中の出征軍人家族援護事業を議論する前提として、徴集兵員とその家族の生計保護を目的として展開された徴兵援護事業について概観し、そこから出征軍人家族援護事業の位置を明らかにしたい。ところで、

この徴兵援護事業については遠藤芳信・二宮孝富氏の研究がある。^④ 遠藤氏は、国民皆兵制度としての徴兵令が制定されて以来、国家による強制的徴集により発生する徴集兵員とその家族の生活困窮などの経済的犠牲に対する見返りの保障が、一八八〇年代初期から地方行政機関の外郭的団体として成立した徴兵慰労（義）会・尚武会等の徴兵援護事業団体により担われたことを解明した。すなわち、かかる見返りの保障は国法化により国家が分任するのではなく、地方自治体吏員と地域住民有志の組織である徴兵援護団体が分担したのである。また二宮氏は、一八八九年改正の徴兵令第二〇条（「徴兵ニ応スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確証アル者ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ延期ス其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ国民兵役ニ服セシム」）により、現役兵が「自活」可能であるとの制度的前提が付与されると共に、家計破綻等の経済的理由で「自活」不能な場合でも徴兵援護団体の扶助活動によりこれを補完したことを説明している。以上に見られるように、徴兵援護事業は国家・地方行政機関の救済行政事務として行われたのではなく、あくまで「私的」な徴兵援護団体が分任していたことを確認しておきたい。

しかしながら、右記の徴兵援護事業は「現役兵」を対象としていたため、戦争が発生して予備役兵が召集されると、直ちにその限界性が露呈することになる。

当市（京都市）北泊注）南区河原町二丁目五千六百五十七番屋敷毘沙門裏手の路次内^{（マ）}に住む高野善九郎方同居予備工兵一等卒井口惣作（二十五年）の留守宅を訪問せり、母親てい（五十三年）の語る所に拠れば「惣作は不憫なものです、早く父に死讞れました後は木挽職を習ひ覚え、今では私の他に弟久吉（十二年）妹ひさ（十五年）の二人を、自分の腕一つで養うて（中略）、何うか斯うか暮して居りましたが、召に応じて出征しまし

た後は、忽ち母子三人糊口に困る事となり、娘だけは岸和田へ奉公に遣り、私は毎日諸所に雇はれて行き、漸く七錢位の儲けで暮して居ります^⑤

これは、日露戦争中に充員召集された予備役兵家族の生活を示す新聞記事である。ここに見られるように、戦時下における兵力動員は、一家の主要な生計保持者を在郷軍人として召集することを要件としたため、一家の柱石を喪失した軍人家族が「忽ち…糊口に困る」事態を招来した。またここで注目したいのは、井口惣作の家族が都市部に居住する下層貧困者であることである。対外戦争を目的とした軍拡の進展に伴い、現役兵徴集人員も、一八九一年の二万〇六八九名から、一八九八年の五万三四五二名、さらに日露戦争中の一九〇四年には七万八一八〇名に飛躍的に増大するが、これにより井口のような「自活」可能性の基準に到達しない都市部の貧民をも徴兵・召集など兵事行政の対象として包摂せざるをえなくなってくるのである。かかる都市部の貧困軍人家族も含め、日々生じる出征軍人家族の経済的犠牲・損失を——国法化にせよ私的扶助活動の再編にせよ——いかに保障するか、これが日露戦争中における出征軍人家族援護問題の要点であつた。そこで以下では、応召兵家族の救助を目的とした軍事扶助法令である下士兵卒家族救助令の法的枠組とその具体的運用から、この問題に迫ってみることにしよう。

二 下士兵卒家族救助令

(1) 成立過程

さて、日露戦争開戦前後、内務省地方局と陸海軍省の間で、予後備役下士兵卒の家族救助を目的とした勅令作成

の準備が開始される。すなわち、内務省地方局から陸海軍省に対し「召集下士兵卒ノ家族中救助ヲ要スル人員ノ件」が照会され、それに対し陸軍省は一九〇四年二月一日に次官名で内務次官に回答している。^⑦それによれば、一九〇三年四月一日段階における予後備役下士卒の人員が下士二万六千七百八十一名、兵卒二万七千〇八十五名であるのに対し、他人の扶助を必要とする戸数比を日清戦争時の調査より下士一〇・三％、兵卒二九・四％と推定し、以上により公的扶助の対象戸数を下士二千七百一戸、兵卒七万九千六百四戸と算定している。次に、これらの調査をもとに、内務省地方局内で、勅令案と「下士兵卒家族救助令制定ノ件」が作成され、三月二十四日付で内務・大蔵・陸軍・海軍四大臣が連名で「制定ノ件」の閣議請求をしている。そして、法制局での審査と閣議決定を経て、四月二日に下士兵卒家族救助令（勅令第九四号）として公布されるのである（以下、救助令と略記）。

この勅令は、全文七ヶ条、同時に制定された下士兵卒家族救助令施行規則（以下、施行規則と略記）も五ヶ条からなる簡単なもので、救助対象とその範囲・救助資格停止（以上、救助令）、救助願の届出・公的救護出願者の調査・救助方法・救助額の上限（以上、施行規則）等から成り立っている。そこで以下では、かかる簡潔な条文からなる救助令の背後にある制定意図を剔抉するために、救助令や施行規則・府県の施行細則における主要な条文を取り上げつつ、それと救済行政当局者の言説とを摺り合わせることに^⑧より、救助令を中核とした軍事扶助体制の枠組を検討していくことにする。その際、当局者の言説としては、井上友一『救済制度要義』^⑧を取り上げることとする。これは、当該期の救済行政を体系化した文献であり、また井上友一自身も救済行政事務を管掌する内務省地方局の官僚としてその中心的役割を担っていることから、救助令制定をめぐる当局者の意図を知る上で恰好の文献であると考えられるからである。^⑨

(2) 救済行政

下士兵卒家族救助令は、井上友一によれば、救済行政の中の「義務救助制度」に分類されている。これについては、井上が「義務救助の制度や其根本の理想は地方団体自体が国家に対し其管轄内の窮民を救助するの義務を担任する」(『要義』一八五頁) ことにあると述べているように、義務救助制度の要点は地方行政機関に管掌区域内の救済事務を担わせることにあった。しかしながら、他方で井上は、救助令の特徴について「其経費は国家之を負擔し其行政は国家の機関に委し地方団体の経営に属せしむることとせり」(『要義』二〇二—三頁) と、行政内部すなわち「国家」(＝内務省) と地方行政機関との間における役割分担を明確化しつつ、前者における一定の役割を重視するのである。それでは、救助令や施行規則および府

県の施行細則は、両者にいかなる具体的事項をあてていたのだろうか。

まず、内務大臣には下士兵卒家族救助の程度・方法の決定権を認め(救助令第四条)、そして施行規則^⑩で具体的な救助方法(生業扶助、現品・現金給与、施療)や救助額^⑪の上限(「救助ノ額ハ戦死者ノ遺族ニ支給スヘキ扶助料ノ最低額ヲ超ユルコトヲ得ス」)を規定した(施行規則第二・三条)。救助額についてもう少し説明すれば、一九〇四年三月に改正された軍人恩給

【表1】寡婦孤児扶助料表 (年額、単位：円)

官 等		甲	乙	丙
准士官	判 一 等	150	100	50
下 士	任 官	二 等	90	60
		三 等	80	54
		四 等	70	48
兵 卒	海 軍 一 等 卒	60	42	21
	海軍二等卒・陸軍上等兵	55	38	19
	海軍三等卒・陸軍一等卒	50	34	17
	海軍四等卒・陸軍二等卒	45	30	15
	海 軍 五 等 卒	40	26	13

【出典】『官報』第6222号、1904年4月1日、p.16の「第五号 寡婦孤児扶助料表」より作成。

【注記】<甲>は戦死戦闘負傷死、<乙>はその他の公務死、<丙>は恩給権者の平病死の扶助料額を指す。

⑫法において、戦死者遺族に支給される扶助料は【表1】のように下士・兵卒で年間九〇〇四〇円と規定されるが、出征軍人家族の救助額はこの範囲内に抑制されたのである。いずれにせよここでは、出征軍人家族の公的救助額の上限や救助内容などの決定権が内務大臣に分掌されたことを確認しておきたい。

しかしながら、筆者はここで軍人家族救助における内務大臣の主導性を強調したいのではない。すでに述べたように、管掌区域内の救済事務は地方行政機関が責任主体であるからである。そこで「地方長官」の管掌事務を見ると、①救助願の届出（施行規則第一条）、②願出者の調査と諾否の決定（同上）、③標準支給額の決定（同第三条）、④救助請求書の提出（下士兵卒家族救助規程【大阪府令第四七号】第三条、以下「救助規程」と略記）等が規定されている。これらの事務内容を、大阪府の救助規程を含めてもう少し検討を加えれば、第一に、①・④の願出・届出はいずれも救護請求者から市区町村長を経て地方長官である府知事に出席された（救助規程第一・三条。第二に、②の調査作成とそれに対する意見添付も市区町村長の委任事務とされた（救助規程第二条）。従って、国政委任事務としての出征軍人家族救助事務のうち、「地方長官」たる府知事は、標準支給額の決定など全体的な救助事務の統轄に関わり、その運用に関わる主要な事務は市区町村長の委任事項とされたのである。また市区町村長が作成する調査書の事項を見ると、救助を要する家族の氏名の外、(a)職業及びその状況、(b)資産程度、(c)納税金額、(d)生計状況、(e)親族知友隣保その他の団体等より救護を受ける程度、(f)扶養義務者の住所・氏名・続柄と職業や納税金額、親族等より救助を受ける程度、などが列挙されている。これらは、いずれも救助対象たる出征軍人家族の財産に関する事項であり、これらの調査を介して市区町村長は日常的に家族（Ⅱ「戸」）に関わるのである。

次に救助対象とされる「家族」について検討しよう。まず「家族」の範囲であるが、救助令ではこれを戦役によ

り召集された予備役・後備役・補充兵役の下士兵卒家族、および現役延期の下士兵卒家族と規定し（第一・七条）、さらに第二条で「召集ノ当初ヨリ引続キ応召者ト同一ノ家ニ在ル祖父母夫妻兄弟姉妹」と「召集中出生シタル嫡出子」を「家族」の範囲とした。換言すれば、同一戸籍内における配偶者・直系親族または兄弟姉妹など、出征者本人が扶養義務を負う家族を救護の対象としたのである。ところで、次に「家族」に関する規定で注目したいのは、救助対象たる出征者家族の自助努力を促す条文が見られることである。すなわち、軍人家族の救助方法においては、現品・現金給与より家族の生業扶助が優先され（施行規則第二条）、さらにその生業扶助等の必要経費については通常支給額の制限を越えてまで増額することが許可された（救助規程第六条）。これについては、府の救助規程およびその具体的運用における軍人家族への救助額との関係でもう少し説明する必要がある。すなわち、大阪府の救助規程では、年齢に応じて月額一人あたり一円二〇銭〜八〇銭を支給金額の上限としていた（救助規程第四条）。また、公的救護の対象とされた一家の生計状態について、他府県ではあるが、東京府下谷区役所管内における国費救助出願者の生計調査の事例を見てみよう。例えば、下谷金杉下町九十番地に居住する補充兵輜重輪卒の家族（二人家族）においては、一家の支出額が月額七円六九銭（内訳・米代三円六九銭、その他の諸費四円）であるのに対し、収入は月額三円にとどまり、下谷区兵事会の救助金二円四〇銭、さらに国費救助見込額の合計八二銭を加算しても赤字は補填されないものである。⁽¹⁴⁾これらのことから、救助令に基づく出征軍人家族救助の要点は、生活保護的な直接的金品給与よりも生業扶助的資金供与を重視して、軍人家族の自助努力を促進する点にあることが理解できよう。

このように、義務救助制度としての下士兵卒家族救助令は、軍人家族（Ⅱ「戸」）の生業扶助促進を前提としな

がらも、市区町村長が主要な救助事務の委任を受けつつ、救助対象たる「戸」を日常的・恒常的に把握する。そして、上級官庁の内務省・府県は、軍人家族の救助方法や救助金の支給標準額の決定など軍人家族扶助の外枠を決定すると共に、救助事務に関して下級官庁を指導・統制する。このように、救済行政系列において事務を分掌しつつ、それを介して軍人家族救助を個々のレベルにおいてまで実施すること、ここにその意義を有するものであった。

以上、中央・地方法制の分析により、下士兵卒家族救助令の下における救済行政の事務分掌とその系列化を明らかにしてきた。しかしながら、右記の分析は救助令などの条文の解釈に限定され、その具体的運用については未だ射程の外にあるといえる。その際に注目したいのは、井上友一が救助令の運用過程において「隣保の私的救助を先きとし国家の公的救助を後にしたる」特徴を有していたと述べていることである（『要義』二〇三頁）。これにより、出征者家族救助において、救済行政系列のほかに、隣保あるいは地域社会の役割が浮上する。そこで次節では、大阪市を事例に、この点について分析を進めていこう。

（3）隣保相扶

予備役後備役補充兵役ニ在ル者ハ多クハ自ラ一家生計ノ任ニ当ルヲ以テ国家有事ノ日ニ際シ一朝召集セラル、トキハ假令当然ノ責務ヲ尽スニ因ルト雖モ其家族ハ之カ為メニ忽チ其倚ル所ヲ失ヒ糊口ノ資ニ窮スルモノ尠シト為サス是等ニ付テハ適當ノ扶養義務者アルトキハ先ツ之ヲシテ相當ノ扶助ヲ為サシメ其足ラサルモノニアリテハ大ニ隣保郷党ノ扶助ヲ奨励シ地方公私諸団体亦之ニ助力スルヲ以テ策ノ得タルモノト為スヘシ（中略）私

人若クハ団体ノ扶助ニシテ猶其生活ノ困苦ヲ救フコト能ハサルモノニアリテハ国家ハ一層之カ救助ノ衝ニ当ラサルヘカラス^⑮(以下略、傍線―北泊)

これは、一九〇四年三月二四日に海相山本権兵衛・陸相寺内正毅・蔵相曾禰荒助・内相芳川顕正が連名で提出した救助令の閣議請求文「下士兵卒家族救助令制定ノ件」である。ここに示されている救助令運用の主旨としては、

氏 名	住 所	施与金品
孝 橋兵衛 阿邊佐兵衛 長岡卯兵衛 勝川 某 樋口駒次郎 吉田屋芸妓仲居	長堀北通三丁目 南堀江下通一丁目 堀江上通三丁目 江戸堀橋南詰 阿波堀三丁目 新町九軒	金 1 円 白米 3 升 白米 5 升 子供着類と金60銭 金 1 円 金 8 円20銭

〔出典〕『大朝』1904・3・18、『義勇奉公』中「白井みよへ恵金」より作成。

まず第一に、「糊口ノ資ニ窮スル」軍人家族に対して「扶養義務者」による救助を義務づけたことがあげられる。これについては、施行規則や府県の施行細則の中にも扶養義務者の救助義務履行に関する条項が見られる。すなわち前述のごとく、市区町村長による国費救助出願者の生計調査事項には、扶養義務者の住所・氏名・続柄・職業・納税金額等が含まれているのである(施行規則第一条、救助規程第二条)。ところで、ここにおける「扶養義務者」とは誰を指すのか。一八九八年に公布された民法では、「直系血族及ヒ兄弟姉妹」と同一戸籍内における夫婦の直系尊属とが「扶養義務者」とされた(民法第九五四条)。そして扶養義務者が複数存在する場合は、①配偶者、②直系卑属、③直系尊属、④戸主、⑤同一戸籍内における夫婦の直系尊属、⑥兄弟姉妹の順序で義務を履行し(同九五五条)、同順位の扶養義務者が複数存在する時は資力に応じて義務を分担することとされたのである(同九五六条)^⑯。

【表3】大阪市内の出征軍人家族援護団体

単位	援護団体名	地 域 単 位
学 区 ・ 聯 合 区	軍人家族慰労会 金甌報効義会 難波報国義会 渥美報効会 第一聯合報義会 堀江軍人会 出征軍人後援会	東区清堀聯合 南区瓦屋町ほか五箇町（南区第二〔金甌〕聯合） 南区難波聯合 南区第三（渥美）聯合 西区第一（東江）聯合 西区第七（堀江）聯合 北区曾根崎聯合
町 ・ 丁 目	軍人家族救護会 出征軍人家族慰問会 義勇会 東二報効（奉公）会	西区西九条上の町下の町・同区西野田上の町下の町 西区九条町・岩崎境川町 南区日本橋筋東一丁目 南区日本橋筋東二丁目

【出典】『大朝』1904・2・14、2・19、2・28、3・2、3・10、3・15、3・16、3・24、4・7、石井富造編『曾根崎分会史』（帝国在郷軍人会曾根崎分会、1931年）、西区史刊行委員会編『西区史』第1巻（同、1943年）より作成。

【備考】「単位」の項の「町」は、町連合も含む。

第二に、右記の扶助が十全でない場合は、「隣保郷党ノ扶助」（「隣保相扶」）すなわち地域社会の共同性を基盤とした救助の実施とその組織化を促進した。例えば、大阪市西区南堀江下通二丁目に住む白井みよの場合、夫の助吉が出征し、しかも幼児二人を抱えているために仕事に就くこともできず「糊口に差支ゆる」（『大朝』04・3・18）状態であった。そのため「有志者」が白井みよに金品を寄贈するのであるが、それを一覧化したのが【表2】である。これを見ると、金品寄贈者の居住地が西区内、特に救護者の居住地に隣接あるいは近在する町・丁目であることが確認できる。このように自活不能な出征者家族の生活費や食料・衣料など、最も直接的かつ日常的な家族扶助に要する金品は近隣住民に負担させたのであり、かかる地域社会の相互扶助機能に政府当局も依存したのである。

さらに上記の「隣保相扶」機能を補完・促進するために結成されたのが、地域社会における住民組織Ⅱ出征軍人家族援護団体であった。ところで、ここでいう「地域社会」

とは具体的にいかなる区画単位を指すのか。これについては、『大阪の公人』の著者が「出征の首途に、或は其家族の救護に、或は遺族の慰藉に」^⑭尽力する活動が展開されたのは、大阪市内では学区単位であると述べている。そこから、例えば松下孝昭氏は、都市地域社会の共同生活（教育・衛生・軍人援助など）に深く関与する日常的活動の基本単位として学区を位置づけている。^⑮しかしながら、地域社会で結成された援護団体を見ると、【表3】のように学区（聯合区）のほかに町連合・丁目など様々なレベルでその地域住民の組織化が推進されたことが看取できる。見られるように、学区（聯合区）のみが都市地域社会における共同生活の基本的単位ではなかったのである。

さらに、右記との関係で注目したいのは、援護事業の内容と地域社会の共同性との関連である。地域住民組織Ⅱ援護団体による事業としては、出征軍人家族の救助の他にも、出征兵の歓送・凱旋兵の歓迎、出征兵とその家族の武運長久祈禱・慰藉、戦病死者の葬儀と遺族への弔慰、出征者家族の授業料負担、廃兵家族の保護等があげられる。以下では、これらの事業のうち二つほど事例を取り上げ、それに対する地域住民の動向を見てみたい。

- ①「西区土佐堀通一丁目外九十余箇町（旧五聯合）」すなわち東江・江戸堀・朝・明治・廣教の五学区（聯合区）の有志八十名が、一九〇四年三月六日に聯合区内の予後備兵・現役兵とその家族二百余名を招待し「氏神難波、座摩、御霊三神社へ参拝し祈禱をなし薩摩堀廣教寺尋常小学校に於て予饗会を開」いたとされる（「予饗会」、『大朝』04・3・5、傍線―北泊）

- ②「南区日本橋東二丁目の藤本裏に住む松林徳松の三男清吉（二三）は去る七日病死の折柄、徳松は出征せり、後には女房さく子供の死骸を抱へて途方に暮れ居りしを、東二奉公会より扶助して葬儀を営み、尚おさくに月々

相当の扶助を為し居れり（「出征軍人の家族（十九）」、『大朝』04・3・16、傍線―北泊）

これらの事例から見取りたいのは、地域社会が援護事業の内容に対応して結集の規模を収縮していることである。すなわち、事例①における出征軍人・家族の神社参詣・慰藉のように、大規模な運営資金の調達と人的動員を要件とした事業においては、広域的な地域住民の連合によりそれを遂行する。逆に事例②を、前述の白井みよの事例と併せて検討すれば、金品施与や葬儀など軍人家族個々の生活に関わる具体的な救済事業は、近隣住民の相互扶助機能を促進する役割を有する地域住民組織Ⅱ軍人家族援護団体が組織されていればそれに分任する。以上のような事業遂行主体の重層的役割分担、これが救済・援護事業の範囲拡大に対する地域社会の対応であった。

ところで、かかる地域社会の共同性に立脚した「隣保相扶」の構造に注目する場合、他方でその相互扶助機能が作動しない場合があることを見逃してはならない。それは「寄留者」の存在である。【表4―(a)・(b)】に見られるように、都市部における流入人口Ⅱ寄留者の増大、とくに大阪市においては一八九七年の第一次市域拡張後に市域に編入された新市区域や市域隣接町村における人口過密化が、右記の相互扶助を困難にした。それゆえ、地域社会に設立された援護団体においては、これらの流入者を意識的に排除しようとする対応を見せる場合もあった。例えば、出征軍人家族の救護規約において「或は絶対の本籍主義に依る」（「軍人家族救護団体統一の急務」『大朝』04・6・7）と規定することにより、自分の現住地域との関係が希薄な流入者Ⅱ寄留者を救済対象から除外するのである。そこで事例②にもどると、松林さくの住む南区日本橋東二丁目は、大阪最大のスラム街の中にあるため「比較的下等生活ヲ為スモノ多ク從テ其転出入頻繁」¹⁹な状態であった。このように、頻繁に転出入を繰り返す貧民

【表4-(a)】大阪市現住人口表(1905~1917年)

	現住人口総計(人)	現住本籍人口(人)	比率(%)	入寄留人口(人)	比率(%)
1905(明治38)	1,069,458(100)	555,605(100)	50.4	547,259(100)	49.6
1909(明治42)	1,204,577(113)	593,970(107)	47.7	653,103(119)	52.3
1913(大正2)	1,388,909(129)	675,241(122)	47.7	739,009(135)	52.3
1917(大正6)	1,557,986(146)	689,576(124)	43.2	907,067(166)	56.8

〔出典〕『大阪市統計書』各年度版より作成。

〔備考〕①現住人口・現住本籍人口(大阪市内に本籍があり、現在大阪市内に住む人)・入寄留人口の欄中、()内の数字は、1905年を100とした場合のそれぞれの増加率を示す。

②表中の「比率」とは、現住本籍人口：入寄留人口の比率(合計100%)。

③(現住人口) = (現住本籍人口) + (入寄留人口)。上表では、現住本籍人口と入寄留人口の合計が現住人口の数と異なるが、出典のまま引用した。

【表4-(b)】旧市・新市区域別人口(1905~1917年)

	西 区		南 区		東 区	
	旧市区域	新市区域	旧市区域	新市区域	旧市区域	新市区域
1905(明治38)	164,950(100)	78,494(100)	172,313(100)	158,335(100)	139,813(100)	63,498(100)
1909(明治42)	187,876(114)	118,589(151)	181,422(105)	207,191(131)	155,080(111)	91,149(144)
1913(大正2)	198,214(120)	157,873(201)	210,005(122)	223,751(141)	168,384(120)	109,755(173)
1917(大正6)	206,990(125)	214,833(274)	212,627(123)	265,461(168)	177,675(127)	125,292(197)

	北 区		大 阪 市	
	旧市区域	新市区域	旧市区域	新市区域
1905(明治38)	117,213(100)	127,132(100)	594,289(100)	427,459(100)
1909(明治42)	138,772(118)	124,711(98)	663,150(112)	541,640(127)
1913(大正2)	152,029(130)	168,816(132)	728,632(123)	660,195(154)
1917(大正6)	149,404(127)	205,541(162)	746,696(126)	811,127(190)

〔出典〕

大阪市役所学務課編『大阪市学事統計』各年度版より作成。

〔備考〕

()内の数字は、1905年を100とした場合のそれぞれの増加率を示す。

をも含んだ地域社会において、出征者家族の保護・救済に関わる費用を負担させることは相当な困難を伴った。ところが、地域住民組織「東二奉公会」は松林さくを救助するのである。このように、都市貧民をも含む地域社会においては、例えば貧困でも世帯を形成して定着している出征者家族はこれを扶助し、逆に定住化せずあるいは居住後間もない流入者「寄留者」は「隣保相扶」システムの外部に置かれたのであ

る。そして、地域社会の相互扶助機能でも、救助令による国費救護でも十分に救助できない出征者家族を救護する主体として、市町村単位の援護団体が立ち現われてくるのである。そこで本章の課題として、大阪市における市単位援護団体＝大阪市報効会と出征者家族との関わりについて考察していこう。

三 市町村単位の地域援護団体——大阪市報効会を事例に——

大阪市内における「統一的後援機関」²⁰⁾としての大阪市報効会は、日露戦争開戦直後、大阪市四区長会議で軍人遺族救護案としてその組織化が提案され、そこで「大阪市報効会会則草案」が示された（『大朝』04・2・13、同2・14）。その後、一九〇四年二月一五日の大阪市会で右記の会則草案が協議され、ほぼ原案通り可決され、市部府会議員・市参事会員・市会議員・商業会議所議員等を発起人として組織化することに決定した（『大朝』同2・16）。そして報効会役員は、会長・鶴原定吉市長、常議員・今西林三郎（市議・西区選出・阪神電鉄専務）外四名、会計監督・川瀬正七（市議・東区選出・小間物商）外二名などに囑託し（『大朝』同2・18）、さらに二月一七日の同会常議員会では、①事務所を市役所内に設置すること、②報効会を会員組織とし、戦時中毎月金一円ずつまたは一度に二〇円以上寄付する者を正会員、百円以上の寄付者を名誉会員とすること等が決議された（『大朝』同2・19）。以上に見られるように、まず市役所吏員と市内名誉職層を結集して援護団体の中核部分を強化する一方、活動資金調達においては広く市民からの寄付金を募ったのである。

こうして、大阪市報効会が市役所内に置かれることになったが、その次の段階では報効会組織の拡充化が図られていく。まず二月二七日には東区の南大江幼稚園で池原鹿之助助役（報効会役員）・日野国明（市議・弁護士）に

【表5】大阪市報効会の事業（抜粋）

- | |
|---|
| <p>①軍隊との関係</p> <p>(a)犒軍…出征軍隊の歓送、傷病兵慰問（7・17、9・4）</p> <p>(b)市内出征者葬儀への参加・遺族慰藉（6・24など）</p> <p>(c)角力興行（11・20）</p> <p>②出征軍人家族・廃兵遺家族救護事業</p> <p>(a)出征軍人家族への保護金給付（3・6、5・8、6・24、8・2、8・20、9・21、11・6、12・16）</p> <p>(b)授産事業 傷病兵軍服・靴・足袋・病衣等裁縫（8・28、9・6、9・8、12・16）</p> <p>乾燥野菜製造所での作業（12・7、12・16）</p> <p>今宮官営煙草製造所での作業（12・16）</p> <p>(c)酒保…大阪予備病院内（阿倍野酒保-9・16、9・20、11・1）・俘虜収容所内（逢坂・濱寺酒保）</p> <p>③市民との関係</p> <p>(a)軍事講演会（9・27）…遼陽攻略の実況講演</p> <p>(b)活動写真会（10・28）…日露戦争関係</p> |
|---|

〔出典〕内務省『戦時援護事業と慈恵施設』（西東書房、1906年）p.35-37、『大朝』より作成。
 表中の「7・17」は、『大阪朝日新聞』1904年7月17日付の意味である。

よる第一回報効会加入勧誘演説が開催されている（『大朝』同2・27）。また翌月三日、鶴原会長は四区長を市役所に召集して報効会の事務につき協議した結果、区会議員一同に委員を囑託することに決し、各区長とも直ちに区議に委嘱状を発送した。そして翌日には鶴原会長が東・西・南・北区役所を一巡して、報効会の件につき区議と協議するのである（『大朝』同3・4）。ここで注目したいのは、区議に就任する名譽職層が、学区（聯合区）内における他の名譽職（学務委員、衛生組合・学区単位教育会の役員等）をも兼任する区内の有力者・実業家で占められており、しかも学区内では比較的資産を多く所有する営業者・資産家でもあったことである。報効会はこれらの名譽職層を介して、学区内住民に対する会員勧誘ななく活動資金の調達を推進するのであった。

次に、大阪市報効会の事業について検討する。そこで【表5】を見ると、報効会は、犒軍などの軍事援護事業から軍事講演会・活動写真会など市民の軍事思想動員に至るまで実に多様な事業を実施している。これらの事業の検討も重要であるが、ここでは特に軍人家族援護事業を対象を限定したい。まず、援護事業の第一の特徴は、

出征軍人家族に対する現金支給が事業の中心的位置を占めていることである。一九〇四年末における「大阪市報効会収支現計要領報告（一九〇四年二月一日～二月二十五日）」を見ると、総支出一二万〇七四二円四一錢三厘のうち出征軍人家族保護費が七万二四五九円七錢と、実に全体の六割を占めている（出征軍人待遇費三万六五四三円六五錢一厘、広告料七一九九円九五錢がこれに次ぐ、以上『大朝』04・12・29）。さて、それら保護金の支給対象となる軍人家族は、報効会会則で「本市に住所を定めたる陸海軍現役及び在郷下士卒にして日露事件に際し動員若くは充員召集に応じたる家族の生計困難及び其疾病又は不慮の災害に罹りたるもの」（第九条）と規定され、その保護金額は一三歳以上が日給一五錢以内（月額四円五〇錢以内）、一三歳未満が日給一〇錢以内（月額三元以内）で扶助対象の個人単位に支給された（扶助内則第一条）。ここからまず、報効会の現金支給が、救助令による公的救護金支給（月額一円二〇錢～八〇錢程度）に比して多少は生計補助的性質を有していることが指摘できる。しかし、より注目したいのは、会則第九条で現住地主義を採用し、また「親族故旧等より扶助を受くべき見込あるもの」（扶助内則第三条）を支給対象から除外していることである。すなわち、既に明らかにした「隣保相扶」システムの特質と併せて考察すれば、頻繁に転出入を繰り返す入寄留者で近隣住民の相互扶助機能が作用しない困窮軍人家族の救助は、市内住民の醵金により運営された統一的後援団体たる大阪市報効会により補完されたのである。

しかしながら第二に、出征者家族の「生業扶助」、すなわち自助努力を推進するために労働紹介事業や授産事業も展開された。発足当初の報効会の掌理事項は、会則によれば出征者家族の現金支給と犒軍等に限定されていた（会則第一条）が、特に前者の事業拡大に伴い「本年八九月頃には毎月九千円余の支出を要」し「募集金追々残り少く」なるなど、運営資金の不足を招来した（『大朝』04・12・16）。それゆえ、生業扶助的活動を推進する内務省

の援護方針とも相俟つて、一九〇四年八月に陸軍被服廠から傷病兵の軍服・病衣や陸軍用の軍靴・足袋の裁縫を報効会に委託されたことを契機に（『大朝』同8・28）、軍人家族・遺家族救護の方法として授産事業を推進する方針に転換したのである。しかし、そこで問題になるのは、従来の生計保護的現金給与と「労務的救助」（『要義』二〇三頁）との間における境界線をいかに設定するかである。

〔史料〕「大阪市報効会救護法の改正」（一九〇四年九月二五日、於・報効会常議員会、『大朝』同9・27）

- 一 被護者中疾病に罹り労働に堪へざる者
- 一 被護者中年齢六十一年以上十三年未満の老幼者にして労働に堪へざる者
- 一 就業者の取得する賃銀僅少にして家計困難と認むる者

右は、報効会の救護法改正により規定された保護金支給対象者である。ここに見られるように、現金支給の対象は労役不能者や収入僅少者などに制限され、他の軍人家族は生業扶助的活動により賃金を取得させることを会の方針として明確化したのである。このように、軍人家族を「健康的窮乏者」（『要義』一八六頁）と「絶対的窮乏者」（『要義』二〇三頁）に区分し、前者に「労務的救助」を推奨し、直接的な生活保護的現金給与を後者に制限することにより経費負担を抑制すること、ここに報効会による授産事業推進の意義を見いだせよう。

こうして、【表5】に見られるような授産事業・労働紹介的事業の外、陸軍予備病院の酒保経営にも軍人家族を採用するなど報効会の事業が拡大していくが、ここで注目したいのは、それらの生業扶助的援護を側面支援するために保育所が開設されたことである。その設置主体は主に婦人団体であった。すなわち大阪婦人慈善会は、東区大

川町の報効会授産場内や北区北野町などに幼児預り所を設置し、後者は北区役所川崎出張所内の授産場に勤務する軍人家族に利用された。そして「今回更に事業を拡張して全市に及ぼす」ために「会則を改正して従来の会費一箇月金十銭なりしを三十銭に増加し其（幼児保育所拡張―北泊注）費用に充つること」としたのである（『大朝』04・11・9）。また、浪華婦人会も南区難波鉄眼寺の一部を借りて幼児保育所を開設し、今宮官営煙草製造所に勤務する婦人の幼児・乳児を毎日二〇人ほど保育していたのである。²³ こうして、報効会の授産事業や労働紹介の事業を媒介環として、市単位援護団体と有志の慈恵団体とが提携することにより、軍人家族援護事業における双方の連絡統一を可能にする回路が形成されると共に、事業規模を拡大して軍人家族への労務的救助を実施する基盤を拡大したのである。

このように、「隣保相扶」システムから脱漏した寄留在郷軍人家族を中心に生業扶助的援護あるいは生活保護的現金支給等の事業を履行すること、これは内務省―府という救済行政系列の下位に位置し、また市内の地域住民組織・有志の慈恵団体を後見・補完する立場にあった市単位の地域援護団体により初めて可能となったのである。

おわりに

以上見てきたように、下士兵卒家族救助令を軸とした日露戦争中の出征者家族救助は、「家族」（Ⅱ「戸」）の自助努力を原則としつつも、学区・町・丁目（地域住民組織）―近隣住民―扶養義務者の重層構造により個々の日常生活に関わる直接的救助をまず地域社会に分任し（「隣保相扶」）、「隣保相扶」システムで救助できない寄留在郷軍人などの家族は、内務省―府県―市区町村という救済行政系列による国費救護金給付と、市町村単位で結成された

援護団体の事業によりこれを補完すること、ここにその特徴を有するものであった。また本稿では、「隣保相扶」システムと救済行政系列の接点に位置する市町村単位の援護団体が、内務省の推進する生業扶助的援護¹¹授産事業を行う一方、「絶対的窮乏者」に限定しつつ生活保護的現金給与を実施していたことも明らかにした。このように、「隣保相扶」システムと市町村単位の援護団体による軍人家族救助の相互作用により、国家による公的救護費支出を抑制しつつ、貧困下層も含む軍人家族個々を直接に把握・統制する軍事扶助体制が整備されたのである。

最後に展望を述べると、公的義務救助制度としての軍事扶助法制は、一九一七年七月に公布された軍事救護法によって一定の整備を見せる。同法は、応召中の陸海軍下士兵卒に加え、傷痍疾病軍人とその家族・現役兵家族・戦死者遺族にまで被救護者の範囲を拡大することにより、「極めて一時的の性質」²⁵を有していた下士兵卒家族救助令に代わって公的軍事扶助の対象を平時にも拡大することにその意義があった。ところがその運用については、内務大臣後藤新平が「本法（軍事救護法―北泊注）の発布に因り軍事救護に関し国費支出の途開けたりと雖も鄰保相扶の美風は益々之を助長し又愛国婦人会軍人後援会等団体の施設に係るものは益々之が発達助成に努め国の救護と相俟て其の実績を挙ぐることに留意せられむことを望む」²⁶と述べているように、日露戦争中に見られた軍事扶助の枠組を継承しているのである。ただこの点については、当該期における救済行政や地域社会における軍人家族援護の実態を具体的に分析することが要件となるので、今後の課題としたい。

註

(1) 山村睦夫「帝国軍人援護会と日露戦時軍事援護活動」〔『日本史研究』第三五八号、一九九二年六月、宮地正人「日

露前後の社会と民衆」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』第六卷、東京大学出版会、一九七〇年)、能川泰治「日露戦時期の都市社会―日比谷焼打事件再考―」(『歴史評論』第五六三号、一九九七年三月)、大濱徹也『明治の墓標―庶民のみた日清・日露戦争―』(秀英出版、一九七〇年)、同『天皇の軍隊』(教育社歴史新書『日本史』二二四、一九七八年)。

(2) 前掲山村論文。

(3) 山崎巖『救貧法制要義』(良書普及会、一九三二年)、日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』(勁草書房、一九六〇年)、吉田久一『現代社会事業史研究』(勁草書房、一九七九年)、池田敬正『日本社会福祉史』(法律文化社、一九八八年)など。

(4) 遠藤芳信「在郷軍人会成立の軍制史的考察」(現代史の会編『季刊現代史』第九号、一九七八年六月、のち遠藤『近代日本軍隊教育史研究』、青木書店、一九九四年、五〇九―五五二頁に収録)、二宮孝富「徴兵令の確立と家族扶助―徴兵忌避対策の側面を中心として―」(『国家論研究』第一六号、一九七八年五月)。

(5) 「出征軍人の家族(十)」(『大阪朝日新聞』一九〇四年三月一日、以下『大朝』と略記。また新聞史料の西暦年と月日については、一九〇〇年代の場合、西暦年の下二桁と月日とを算用数字で記して本文中に挿入することにする)。

(6) 吉田裕「日本の軍隊」(鹿野政直ほか編『岩波講座日本通史』第17巻・近代2、岩波書店、一九九四年)一六二頁、大江志乃夫『日露戦争の軍事的研究』(岩波書店、一九七六年)八〇頁。

(7) 「下士兵卒家族救助令ヲ定ム」一九〇四年四月二日(国立公文書館『公文類聚』第二十八編卷十九、賑恤門、『公文類聚』マイクロフィルム版R―一七三所収)。以下の記述もこれによる。

(8) 井上友一『救済制度要義』(博文館、一九〇八年)。以下、本書については『要義』と略記して著作の頁のみを本文中に記す。

(9) 井上友一は、一八九三年八月に内務省試補として県治局勤務を命じられ、一八九八年九月から内務省地方局府県課長に転じ、一九一五年七月に東京府知事に就任して内務省を離れるまで、一貫して地方行政に関わった専門官僚であり、また彼は救貧事業に関わりのある官僚・学者・慈善事業家を結集して一九〇〇年九月に設立された「貧民研究会」のブレーンの存在でもあった。右田紀久恵「井上友一『救済制度要義』解説」(『戦前期社会事業基本文献集19』、日本図書

センター、一九九五年）九—一八頁などを参照。

- (10) 前掲「下士兵卒家族救助令ヲ定ム」。以下の救助令の条文もこれによる。また『官報』第六二二四号（一九〇四年四月四日）六九頁も参照。

- (11) 「下士兵卒家族救助令施行規則」、内務省令第三号、一九〇四年四月九日（『官報』第六二二九号、一九〇四年四月九日、二六五頁）。以下の施行規則の条文もこれによる。

- (12) 軍人恩給法については、総理府恩給局編『恩給制度史』（大蔵省印刷局、一九六四年）を参照。

- (13) 「下士兵卒家族救助規程」、大阪府令第四七号、一九〇四年五月一日（『大朝』同上）。以下の条文もこれによる。

- (14) 東京府『明治三十七年下士兵卒家族救助願・下谷』中「救助願 第一〇号」（東京都公文書館所蔵）。なお同じ史料は、大濱徹也編『近代民衆の記録 8 兵士』（新人物往来社、一九七八年）三七六—四〇四頁にも収録されている。その他の生計調査の事例を見ても、いずれも収入月額・隣佑あるいは救護団体等の救護額・国費救助見込額の合計より支出月額の方が上回っている。

- (15) 「下士兵卒家族救助令制定ノ件」、前掲「下士兵卒家族救助令ヲ定ム」所収。

- (16) 前掲「下士兵卒家族救助令ヲ定ム」。

- (17) 山本桃洲『大阪の公人』（大阪の公人刊行事務所、一九一六年）一三頁。

- (18) 松下孝昭「大阪市学区廃止問題の展開——近代都市史研究の一視角として——」（『日本史研究』第二九一号、一九八六年一月）五六—六一頁。

- (19) 「簡閲点呼状況ノ件 大阪憲兵隊長報告」陸軍省『大正二年（四冊ノ内三）密大日記』報告第一号、一九二二年二月一二日、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。中「三、不参加出ノ有無各人ノ注意状況並町村長ノ軍人ニ対スル深切ノ度合」。

- (20) 内務省『戦時援護事業と慈善施設』（西東書房、一九〇六年）三五頁。

- (21) 拙稿「日露戦争後における帝国在郷軍人会の成立と展開——大阪聯隊区司令部管内を事例に——」（『ヒストリア』第一六三号、一九九九年一月）二〇七、二一一—二頁を参照。

- (22) 大阪市報効会の軍人家族救護事業の方針を労務的救助に転換させる画期となったのは、一九〇四年八月の内務省地方局囑託留岡幸助の来阪であったと思われる。留岡は、八月六日に大阪府公会堂で開催された慈善演説会で「軍人家族を